

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に
取り組む費用の3分の2を補助します。

補助内容は？

補助上限額 50 万円*

*複数の事業者が連携して取り組む事業の場合、上限100万円～500万円
(連携する小規模事業者数による)

補助対象経費の3分の2以内

補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)

対象業種	従業員数
卸売業・小売業	5名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業)	20名以下
製造業その他	20名以下

*医師、歯科医師、組合(企業組合・協業組合を除く)、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、
宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体、申請時点で事業を
行っていない創業予定者等は補助対象者に該当しません。

補助対象事業は？

販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)の取組についても補助対象となります。

*補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等(パソコン購入等)の費用は対象となりません。

対象経費は？

機械装置等費
広報費
展示会等出展費
旅費
開発費
外注費等…

締切:平成 30 年5月18日(金)

福生市商工会で申請書を確認する必要があります。
4月27日(金)を目途に商工会へご相談ください。
交付決定:平成30年7月中旬(予定)

補助金活用の流れ

1. 経営計画書の策定・申請書作成

市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。

2. 地域の商工会へ提出

商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。

3. 申請内容の審査

外部有識者、全国商工会連合会による審査を行います。

4. 補助金の交付

採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。

*交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。

5. 販路開拓の取組実施

採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。

6. 実績報告書の提出

事業終了後に実績報告書を提出してください。

*実績報告後に補助金が支払われます。

公募要領等は東京都商工会連合会HPでご確認ください

<http://www.shokokai-tokyo.or.jp>

福生市商工会

東京都福生市志茂210番地 NTT福生ビル
TEL042(551)2927 FAX042(551)6179

ご相談はお早めに福生市商工会へ